

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注									
			利用者の数が利用定員を超える場合	介護-介護職員 の員数が基準に 満たない場合	2時間以上3時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	7時間以上9時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護の前後に 日常生活上の世 話を行う場合	入浴介助を行っ た場合	個別機能訓練加 算	若年性認知症利 用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加 算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 介護予防認知症 対応型通所介護 を行う場合	事業所が送迎を 行わない場合								
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上 5時間未満	要支援1 (493 単位)	×70/100	×70/100	×63/100	×63/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位	1日につき -94単位								
		要支援2 (546 単位)	9時間以上10時間 未 満の場合 +50単位 10時間以上11時間未 満の場合 +100単位 11時間以上12時間未 満の場合 +150単位 12時間以上13時間未 満の場合 +200単位 13時間以上14時間未 満の場合 +250単位																		
		(二) 5時間以上 7時間未満												要支援1 (749 単位)							
		要支援2 (836 単位)																			
		(三) 7時間以上 9時間未満												要支援1 (852 単位)							
		要支援2 (952 単位)																			
	(2) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上 5時間未満												要支援1 (445 単位)	×63/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位	1日につき -94単位
		要支援2 (494 単位)	9時間以上10時間 未 満の場合 +50単位 10時間以上11時間未 満の場合 +100単位 11時間以上12時間未 満の場合 +150単位 12時間以上13時間未 満の場合 +200単位 13時間以上14時間未 満の場合 +250単位																		
		(二) 5時間以上 7時間未満												要支援1 (673 単位)							
		要支援2 (751 単位)																			
		(三) 7時間以上 9時間未満												要支援1 (766 単位)							
		要支援2 (855 単位)																			
ロ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 (251 単位)		×63/100	9時間以上10時間 未 満の場合 +50単位 10時間以上11時間未 満の場合 +100単位 11時間以上12時間未 満の場合 +150単位 12時間以上13時間未 満の場合 +200単位 13時間以上14時間未 満の場合 +250単位																
		要支援2 (265 単位)																			
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 (407 単位)																			
		要支援2 (430 単位)																			
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 (469 単位)																			
		要支援2 (496 単位)																			
ハ サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)が (1回につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)が (1回につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																				
ニ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																				

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目